5類への位置づけ変更に伴う今後の方針

令和5年5月1日 京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症は、国内での発生から3年余りを経て、令和5年5月8日に、感染症法上の位置づけが2類から5類へと見直されることとなりました。 位置づけの変更に伴う国の方針のもと、医療提供体制は、行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくとされています。

また、これまで法や基本的対処方針に基づき実施してきた各種の措置は終了し、 基本的な感染対策についても、行政が一律に対応を求めるものから、個人や事業者 が自主的に取り組んでいただくものとなりますが、今後においてウイルスそのもの が消失するわけではありません。

京丹波町では、京都府が示した「5類への位置づけ変更に伴う対応について」に 準じて、高齢者等の重症化リスクの高い方を守ることに引き続き重点を置きながら、 個人や事業者の判断に委ねることを基本とします。

町民の皆様におかれましては、引き続き感染に十分注意しながら生活を送っていただくとともに、**自主的な感染対応に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。**

なお、令和5年5月8日をもって京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部は 廃止とします。

◆ 方針適用開始日

令和5年5月8日(月)から

◆ 基本的な感染対策

5類への位置づけ変更に伴い、感染対応については、個人や事業者の判断に 委ねることが基本となりますが、感染予防に効果的な場面でのマスク着用や、 手洗い等の手指消毒、室内換気など、有効とされる対応については、引き続き 自主的に取り組んでいただきますようお願いします。

(1) 基本的な感染防止対応の考え方

① マスクの着用

町民の皆様の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを 基本とします。なお、高齢者等で重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、 着用が効果的な場面では、マスクの着用を推奨します。

② 手洗い等の手指消毒、室内換気

手洗いや手指消毒、定期的な室内換気は、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的な感染対応として引き続き有効です。

③ 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

流行期において、高齢者等で重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが 感染防止対応として有効です。

④ 療養に関する取扱い

新型コロナウイルスで陽性となった場合、法律による外出自粛は求められませんが、外出を控えるかどうかについては、次の事項を参考に、個人で判断してください。

■発症時等における参考事項

発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は、 外出を控えていただくことを推奨します。

また、その後も10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者 との接触を控えていただくよう配慮ください。

(2) 医療相談体制

5類への位置づけ変更に合わせ、新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口が「きょうと新型コロナ医療相談センター」に集約されます。発熱相談や後遺症相談等、24時間対応ですのでご相談ください。

きょうと新型コロナ医療相談センター 電話:075-414-5487

(3) 基本的対処方針等に基づく取り組み

5類への位置づけ変更に伴い、政府の基本的対処方針や業種別ガイドラインは廃止され、制限等が終了することから、感染対策への取り組みは事業者の自主的な判断となり、次のとおり変更します。

① イベントの開催制限

イベント開催時のチェックリスト作成や公表、安全計画の策定が不要となり、基本的対処方針に基づく開催制限は終了します。

② 飲食店における第三者認証制度

パーテーション設置や距離の確保等は事業者の自主的な判断となり、第三者認証制度は終了します。

*他にも、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業やガイドライン 等コールセンターについても終了します。

(4) ワクチン接種体制

無料接種は、令和6年3月末まで延長されます。町民の皆様を対象とした ワクチン接種に関しては、町において調整し、お知らせする予定です。

(5) 医療費の公費負担

5類への位置づけ変更後は、他の疾病との公平性を考慮し、新型コロナ患者の医療費や食事代は患者負担となります。そのため、加入している医療保険各制度に基づき、医療費の1割~3割と食事代の負担が必要となります。

なお、急激な負担の増加を避けるため、入院医療費については、令和5年9月末までの特例措置として、高額療養費制度における自己負担の上限額を最大で2万円引き下げる軽減策を実施します。

薬剤費については、現行同様に新型コロナウイルス感染症治療薬は全額公費 負担(手数料(処方箋代等)除く)となります。